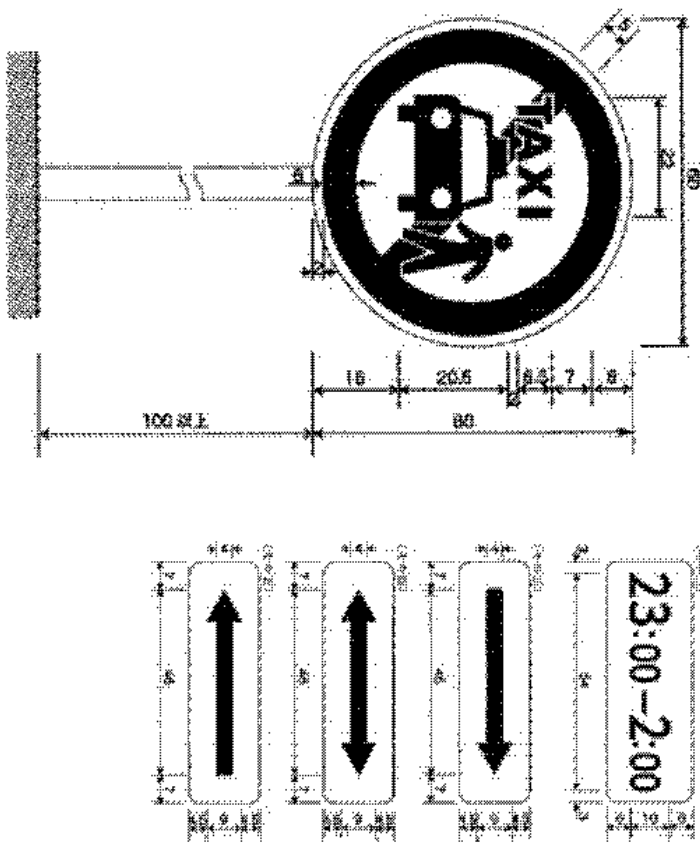


第十二号様式 (平29国交令42・全改)

(その一)



注

- (1) (その二)の図示の数字は、旅客のタクシーへの乗車を禁止する時間の例示とし、図示の「23：00—2：00」は、23時から2時までであることを示す。
- (2) (その三)及び(その五)の矢印の方向は、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区の内側を示す。
- (3) (その四)は、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区内であることを示す。
- (4) (その一)の文字及び記号は、青色とし、枠及び斜めの帯は、赤色とし、縁及び地は白色とする。
- (5) (その二)の数字及び記号は、黒色とし、地は白色とする。
- (6) (その三)、(その四)及び(その五)の記号は赤色とし、地は白色とする。
- (7) 寸法の単位は、センチメートルとする。
- (8) (その二)から(その五)までは、(その一)の柱の部分に取り付ける。
- (9) (その一)について、標識の寸法は、道路の設計速度、道路の形状、交通の状況又は設置場所周辺の実情を考慮し、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は容

易に規認できる範囲において、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

- (10) (その二)から(その五)までについて、(9)の規定による(その一)の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。